

滋賀県地域防災計画 修正案の概要

(風水害等対策編・震災対策編・事故災害対策編)

趣旨

滋賀県地域防災計画について、防災基本計画の修正、危機管理センターの運用開始等を反映した修正を行う。

主な修正項目

1 防災基本計画修正(平成27年7月、平成28年2月)の反映

- 土砂災害警戒情報の活用
 - ・土砂災害警戒情報を補足する情報として、危険度メッシュ情報を追記
- 水防法の改正に伴う修正
 - ・最大規模の降雨を想定した浸水想定区域の指定

2 危機管理センターの運用開始に伴う修正

- 危機事案発生時の対応拠点の変更
 - ・災害対応にかかる執務室等を変更
- 研修・交流等の充実
 - ・平常時の危機管理センターの役割として、研修機能、交流機能、展示機能、推進体制について明記

3 県の取組の反映

- 広域火葬体制の整備
 - ・広域火葬要綱、事務処理要領の策定
- 新たに締結した災害時応援協定等の追加
 - ・別記の12の協定について滋賀県地域防災計画に追加

4 その他

- 参考編に記載していた災害時応援協定にかかる部分について、新たに「災害時応援協定編」を作成し分割

【別記】

新たに締結した災害時応援協定等 (平成27年3月27日～平成28年3月27日)

No	分類	相手方	協定名称および概要
1	輸送・物流	近畿2府8県バス協会(10団体) 近畿2府7県、関西広域連合	大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定 被災者、災害応急対策に必要な要員・資機材、ボランティアの緊急輸送 【締結日】H27.12.2
2	医療	近畿2府8県放射線技師会(10団体)、(公社)日本診療放射線技師会、近畿2府7県、関西広域連合	原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定 大規模広域災害時の広域避難に備え放射線被ばくの防止のため、住民等の汚染スクリーニング、除染業務の指導・実施 【締結日】H27.8.17
3	医薬品・医療物資	近畿臨床検査薬卸連合会	災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書 災害時の医療救護活動に必要な臨床検査等の確保と被災地への供給 【締結日】H27.5.21
4	応急復旧	滋賀県石油商業組合	災害時の燃料の供給および帰宅困難者支援に関する協定書 災害応急対策車両等への燃料の優先的な供給、帰宅困難者への道路情報やトイレなどの提供 【締結日】H27.12.15
5	住宅・生活支援	滋賀県老人福祉施設協議会	災害時における高齢者福祉施設等への支援に関する基本協定 被災した高齢者福祉施設の利用者や避難所における高齢者等の生活環境の確保や施設の安定的な運営のため、受入れ、生活必需品等の供給、職員派遣、資機材提供、避難に必要な車両の提供と移送協力を実施 【締結日】H27.3.27
6	住宅・生活支援	(一社)全国木造建設事業協会	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 応急仮設住宅(木造)の建設に際した業者あつせん 【締結日】H27.7.14
7	住宅・生活支援	近畿2府8県宅建業協会(10団体)、近畿2府7県、関西広域連合	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定 二次避難先の早期確保等のため、被災者への利用可能な空き家(室)情報の提供・あつせん、および応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供等を実施 【締結日】H27.8.17
8	住宅・生活支援	全日本不動産協会近畿2府8県本部(10団体)、近畿2府7県、関西広域連合	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定 二次避難先の早期確保等のため、被災者への利用可能な空き家(室)情報の提供・あつせん、および応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供等を実施 【締結日】H27.8.17
9	住宅・生活支援	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会、(公社)日本賃貸住宅管理協会、近畿2府7県、関西広域連合	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定 二次避難先の早期確保等のため、被災者への利用可能な空き家(室)情報の提供・あつせん、および応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供等を実施 【締結日】H27.8.17
10	行政間	大津市(大津市消防局)	防災映像情報の交換に関する協定 災害発生時の状況把握のための防災映像情報の相互交換 【締結日】H27.12.1
11	その他	(公社)滋賀県獣医師会	災害時における被災動物救護活動に関する協定書 被災動物救護本部の設置および運営管理、被災者不明の被災動物の応急処置 【締結日】H27.3.27
12	その他	ライオンズクラブ国際協会335複合地区 (※関西広域連合において締結)	災害時におけるボランティア支援に関する協定書 被災地へのボランティア輸送バスの手配・提供、ボランティアへの飲食提供、ボランティア活動のための資機材の提供等の支援 【締結日】H27.5.17

滋賀県地域防災計画 修正案の概要

(原子力災害対策編)

趣旨

滋賀県地域防災計画（以下、「県計画」という。）について、原子力災害対策指針の改正や、訓練の検証結果を踏まえた修正等を行う。

主な修正項目

1 原子力災害対策指針改正の反映

(1) 旧PPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）における防護対策

- 原子力災害対策指針の平成27年4月改正により、事前対策（国において安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限の必要性を検討）からUPZ圏外におけるPPAの概念が削除され、屋内退避対応となったことから、県計画においても、原子力災害対策指針に準拠し、UPZ圏外における防護対策は屋内退避に改める。
- UPZ圏外における屋内退避の位置付けを受け、各市町との情報連絡体制の中に屋内退避指示の伝達を位置付ける。

(2) 放射性物質大気中拡散予測（SPEEDI等）の記述の削除

- 原子力災害対策指針の平成27年4月改正により、予測的手法をもって避難および一時移転といった防災対策の判断根拠としないこととなったことから、県計画においても、避難等の判断に当たってはSPEEDI等の活用を削除し、災害の状況や緊急時モニタリング結果および気象情報等から判断を行うよう改める。

2 原子力防災訓練の検証結果の反映

(1) 発電所ごとのUPZの設定

- 県計画では敦賀、美浜、大飯、高浜すべての原子力発電所を対象とするUPZを設定して事前対策の整備を進めているところであるが、緊急事態応急対策における屋内退避および避難の準備・実行にあたっては、状況に応じて対応できるようにするため、原子力発電所ごとのUPZを位置付ける。

(2) 避難中継所運営本部の設置

- 避難中継所については、避難者の受入れ、スクリーニングから避難所への送り出しにいたる一連の対応のため、防災部局と医療部局等が連携し一体となった対応が必要なことから、県・市・消防・警察による「避難中継所運営本部」の設置を位置付ける。

3 原子力事業者との連携強化

- 原子力事業者との連携体制の一環として、警戒事態の環境放射線モニタリングおよび緊急時モニタリングにおける原子力事業者との連携に係る体制を位置付ける。